

# 京都府公立大学法人定款

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 役員等
  - 第1節 役員（第8条－第13条）
  - 第2節 理事会（第14条－第17条）
- 第3章 審議機関
  - 第1節 経営審議会（第18条－第20条）
  - 第2節 教育研究評議会（第21条－第23条）
- 第4章 業務の範囲及び執行（第24条・第25条）
- 第5章 資本金等（第26条・第27条）
- 第6章 委任（第28条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、京都府立医科大学及び京都府立大学の設置及び管理をし、京都府民に開かれた大学として透明性の高い運営を行うとともに、両大学の教育研究の特性への配慮の下で、百年を超える伝統及び実績の継承や相互の連携を図りながら、京都府における知の拠点として、質の高い教育研究を実施することにより幅広い教養、高度の専門的な知識及び高い倫理観を備えた人材を育成し、並びに大学や地域の多様な主体と協力・連携した研究成果等の活用、附属病院における全人医療の提供等を通じて、京都府民の健康増進及び福祉の向上、京都文化の発信並びに科学・産業の振興に貢献し、もって地域社会はもとより、国内外の発展に寄与することを目的とする。

### （名称）

**第2条** この公立大学法人の名称は、京都府公立大学法人（以下「法人」という。）とする。

### （大学の設置）

**第3条** 第1条の目的を達成するために法人が設置する大学は、次に掲げるとおりとする。

名 称	所 在 地
京都府立医科大学	京都府京都市
京都府立大学	京都府京都市

### （設立団体）

**第4条** 法人の設立団体は、京都府とする。

### （事務所の所在地）

**第5条** 法人は、事務所を京都府京都市に置く。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第2章 役員等

### 第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人、理事5人以内及び監事2人を置く。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指定した順序によりその職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。
- 3 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指定した理事がその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときは、その職務を行う。
- 4 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、京都府の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 6 監事は、法人が次に掲げる書類を京都府知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
  - (1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
  - (2) その他京都府の規則で定める書類
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第10条 理事長は、法の規定により知事が任命する。

(学長の任命)

- 第11条 第3条に掲げる大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。
- 2 学長を選考するため、大学ごとに学長選考会議を置く。
  - 3 学長は、学長選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。
  - 4 前項の規定により任命された学長は、副理事長になるものとする。
  - 5 学長選考会議は、大学ごとに次に掲げる者をもって構成する。
    - (1) 第18条第1項に規定する経営審議会を構成する者（理事長及び副理事長を除く。）のうちから経営審議会において選出された者 3人
    - (2) 第21条第1項に規定する教育研究評議会を構成する者（当該大学の学長を除く。）

のうちから当該教育研究評議会において選出された者 3人

- 6 前項第1号により選出された者には、第18条第2項第4号の規定により任命された者を含むものとする。
- 7 学長選考会議に議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。
- 8 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 9 学長選考会議の議事の手続その他学長選考に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

#### (理事及び監事の任命)

**第12条** 理事は、理事長が任命する。

- 2 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命に際して現に法人の役員又は職員でない者を含むものとする。
- 3 監事は、法の規定により知事が任命する。

#### (役員任期)

**第13条** 理事長の任期は、4年とする。

- 2 副理事長の任期は、学長選考会議の議を経て法人の規程によって定める学長の任期によるものとする。
- 3 理事の任期は、2年とする。ただし、理事が欠員となったときの後任理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、監事が欠員となったときの後任監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

## 第2節 理事会

#### (理事会)

**第14条** 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

#### (招集)

**第15条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会の構成員のうち2人以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があった場合は、理事会を招集しなければならない。

#### (議事)

**第16条** 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

#### (議事事項)

**第17条** 理事長は、次に掲げる事項について決定しようとするときは、理事会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標について知事に対して述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項

- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他理事会が定める重要事項

### 第3章 審議機関

#### 第1節 経営審議会

##### (経営審議会)

第18条 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、法人に経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員14人以内で構成する。

- (1) 理事長
  - (2) 副理事長
  - (3) 理事長が指名する理事及び職員
  - (4) 法人の役員又は職員でない者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者
- 3 経営審議会の委員のうち、2分の1以上は前項第4号の委員をもって充てなければならない。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、役員である委員については、当該役員の任期とする。
- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

##### (招集及び議事)

第19条 経営審議会は、理事長が招集する。

- 2 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 3 議長は、経営審議会を主宰する。
- 4 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 5 経営審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

##### (審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他法人の経営に関する重要事項

#### 第2節 教育研究評議会

##### (教育研究評議会)

第21条 大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、大学ごとに教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会の委員の定数は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 京都府立医科大学 20人以内
  - (2) 京都府立大学 20人以内
- 3 教育研究評議会は、次に掲げる委員をもって構成する。
  - (1) 学長
  - (2) 学長が指定する教育研究上の重要な組織の長
  - (3) 学長が指名する当該大学の職員
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、当該大学の職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するもの
- 4 前項第4号に掲げる委員は、学長の申出に基づき理事長が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、第3項第1号及び第2号に定める委員については、当該職にある期間とする。
- 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

#### (招集及び議事)

**第22条** 教育研究評議会は、学長が招集する。

- 2 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 3 議長は、教育研究評議会を主宰する。
- 4 教育研究評議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。
- 5 教育研究評議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (審議事項)

**第23条** 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対して述べる意見に関する事項（第20条第1号に掲げる事項を除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（第20条第2号に掲げる事項を除く。）
- (3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他大学の教育研究に関する重要事項

### 第4章 業務の範囲及び執行

#### (業務の範囲)

**第24条** 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 生涯学習の充実に資する多様な学習機会を提供すること。

- (5) 大学における教育研究成果の普及及び活用を通じ、地域社会をはじめ国内外の発展に寄与すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第25条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

## 第5章 資本金等

(資本金)

第26条 法人の資本金は、別表に掲げる資産をもって京都府が出資するものとする。  
2 資本金の額は、前項の規定により出資された資産について、出資の日における時価を基準として京都府が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第27条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを京都府に帰属させる。

## 第6章 委任

(規程への委任)

第28条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(最初の学長の任命に関する特例)

- 2 大学の設置後最初の学長の任命は、第11条第3項の規定にかかわらず、学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。
- 3 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 4 附則第2項の規定により任命された学長の任期は、3年とする。

附 則

変更後の定款は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定による総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則

変更後の定款は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定による総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則

変更後の定款は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定による総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則

変更後の定款は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定による総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

変更後の定款は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定による総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表(第26条関係)

## 1 京都府立医科大学

資産の種別	名称	所在	構造	面積
建物	旧附属図書館	京都市上京区御車道通清和院口上る東側梶井町465番地	鉄筋コンクリート造り 陸屋根 地下1階地上3階建て	1,914.03 <sup>平方メートル</sup>
同上	学生部棟	同上	鉄筋コンクリート造り 陸屋根 地下1階地上5階建て塔屋付き	2,594.21
同上	中央診療施設・A病棟	同上	鉄骨鉄筋コンクリート造り 陸屋根 地下1階地上8階建て塔屋付き	15,687.77
同上	附属小児疾患研究施設	同上	鉄骨鉄筋コンクリート造り 陸屋根 地下1階地上6階建て	3,706.91
同上	C病棟・D病棟	同上	鉄骨鉄筋コンクリート造り 陸屋根 地下1階地上8階建て塔屋付き	25,361.45
同上	臨床講義棟	同上	鉄骨鉄筋コンクリート造り 陸屋根 2階建て	1,850.97
同上	B病棟	同上	鉄骨鉄筋コンクリート造り 陸屋根 地下1階地上8階建て	12,322.65
同上	基礎医学学舎	同上	鉄骨鉄筋コンクリート造り 陸屋根 地下2階地上8階建て	24,111.39
同上	基礎医学学舎実習棟	同上	鉄骨鉄筋コンクリート造り 陸屋根 3階建て	1,803.25
同上	外来診療棟	同上	鉄骨鉄筋コンクリート造り 陸屋根 地下1階地上8階建て塔屋付き	35,753.46
同上	附属図書館・合同講義棟	京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町410番地	鉄筋コンクリート造り 陸屋根 地下1階地上2階建て	5,019.57
同上	看護学学舎	同上	鉄筋コンクリート造り 陸屋根 地下1階地上4階建て	6,000.14
同上	体育館	京都市上京区御車道通清和院口上る東側梶井町448番地の1	鉄骨(一部鉄筋コンクリート)造り コンクリート屋根 平家(一部2階)建て	1,172.51
同上	倉庫	同上	軽量鉄骨造り 亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建て	486.00
同上	看護師宿舎	与謝郡与謝野町字男山小字川尻481番地	鉄筋コンクリート造り 陸屋根 3階建て塔屋付き	2,678.80
同上	北棟	同上	鉄筋コンクリート造り 陸屋根 5階建て塔屋付き	4,291.40
同上	サービス棟	同上	鉄筋コンクリート造り 陸屋根 2階建て	1,325.03
同上	渡り廊下1	同上	鉄骨造り 亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家(一部2階)建て	420.48
同上	渡り廊下2	同上	鉄骨造り 陸屋根 2階建て	39.96
同上	医師待機宿舎	同上	鉄筋コンクリート造り 陸屋根 2階建て	636.44
同上	本館	同上	鉄筋コンクリート造り 陸屋根 3階建て塔屋付き	5,420.65
同上	外来診療棟・病棟	同上	鉄筋コンクリート造り 陸屋根 3階建て塔屋付き	7,540.63
同上	エネルギー棟	同上	鉄骨造り 陸屋根 平家建て	669.11
同上	連絡廊下棟	同上	鉄骨造り 陸屋根 2階建て	51.63
同上	医師公舎A	与謝郡与謝野町字男山小字大浜477番地の1	鉄筋コンクリート造り 瓦ぶき 2階建て	634.00
同上	医師公舎B	与謝郡与謝野町字男山小字堂ヶ崎263番地の4	鉄筋コンクリート造り 瓦ぶき 4階建て	1,466.04



2 京都府立大学

資産の種別	名称	所在	構造	面積
建物	本館・合同講義室棟	京都市左京区下鴨半木町1番地の5	鉄筋コンクリート造り 陸屋根 地下1階地上3階建て塔屋付き	5,050.38 <sup>平方メートル</sup>
同上	1号館	同上	鉄筋コンクリート造り 陸屋根 3階建て	3,343.38
同上	2号館	同上	同上	3,539.14
同上	3号館	同上	同上	4,284.96
同上	4号館	同上	同上	1,923.69
同上	5号館	同上	同上	3,456.69
同上	6号館本館	同上	同上	1,054.88
同上	6号館別館	同上	同上	925.40
同上	附属図書館	同上	鉄筋コンクリート造り 陸屋根 地上3階（一部地下1階）建て	2,487.50
同上	体育館兼講堂	同上	鉄筋コンクリート造り 亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建て	2,226.18
同上	第2体育館	同上	鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造り スレートぶき 2階建て	1,283.30
同上	大学会館	同上	鉄筋コンクリート造り 陸屋根 2階建て	941.11
同上	学生ボックス1	同上	コンクリートブロック造り 亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建て	218.08
同上	学生ボックス2	同上	コンクリートブロック造り 陸屋根 平家建て	206.63
同上	旧演習林本部棟	同上	鉄筋コンクリート造り 陸屋根 2階建て	299.45
同上	倉庫	同上	鉄骨造り 亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建て	253.60
同上	水理実験室	同上	同上	211.79
同上	植物生理実験棟	同上	鉄筋コンクリート造り スレートぶき 2階建て	368.35
同上	動物生理実験棟 （平成26年6月除却）	同上	鉄骨造り ルーフィングぶき 2階建て	188.00
同上	畜舎 （平成26年6月除却）	同上	鉄骨造り 亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建て	263.19
同上	R I 共同実験室	同上	鉄筋コンクリート造り 陸屋根 2階建て	232.10
同上	実験動物舎	同上	鉄骨造り 陸屋根 2階建て	417.95
同上	教養教育共同化施設	同上	鉄筋コンクリート造り 陸屋根 地下1階地上3階建て	9,088.73
同上	農場管理棟	相楽郡精華町大字北稻八間小字大路74番地	鉄筋コンクリート造り 亜鉛メッキ鋼板ぶき 3階建て	2,724.51
同上	作業室1	同上	鉄骨造り 亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家（一部中2階）建て	328.69
同上	作業室2	同上	鉄骨造り 亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建て	354.32
同上	温室1	同上	鉄骨造り ガラス板ぶき 平家建て	217.17
同上	温室2	同上	同上	217.17

同上	温室 3	同上	同上	351.78
同上	畜舎 1	同上	鉄骨造り 亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建て	508.40
同上	畜舎 2	同上	鉄骨造り 亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建て	236.48
同上	車庫	同上	鉄骨造り 亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建て	400.00
同上	倉庫	同上	同上	210.52
同上	フラワーホール棟	相楽郡精華町大字北稲八間小字大路84番地	鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨）造り 陸屋根及び亜鉛メッキ鋼板ぶき 平屋建て	1,255.07
同上	管理研修棟	同上	鉄筋コンクリート造り 陸屋根 2階建て	728.47
同上	フラワーショップ棟	同上	鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨）造り 陸屋根 平屋建て	216.00
同上	観覧温室	同上	鉄骨造り ガラス屋根 平屋建て	1,046.80
同上	栽培ガラス温室 5棟	同上	鉄骨造り ガラス屋根 平屋建て	1,771.20
同上	農機具庫	同上	鉄骨造り 亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建て	227.91
同上	大野学舎	南丹市美山町肱谷トチ迫8番地の1	鉄骨造り スレートぶき 3階建て	581.79